

諸外国における料金規制解除時の考慮要素について

平成30年11月19日（月）



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

諸外国における料金規制解除時の考慮要素 ①概観

◎：規制の解除基準として考慮
○：解除基準としては明言されていないが、競争状況の評価指標としてモニタリング実施
×：評価せず もしくは 言及なし

未定稿

- 詳細に違いはあるものの、消費者向けの料金規制を解除する基準やその前提として競争状況を評価するにあたっての考慮要素は各国とも大きな違いは見当たらないと考えられる。
- ただし、競争的環境の持続性や事後監視の在り方については、料金規制そのものとは別の文脈で、競争法や他の施策（例えば、発電事業者の市場支配力の低減策等）によって担保している事例が見られる。

対象国・地域		イギリス	ドイツ	スペイン	ノルウェー	アイルランド	テキサス
規制料金の撤廃年度		2002 [但し、2018年よりブライスカップ(*1)に係る検討開始]	2007 [但し、基本供給料金(*2)存在]	2009 [但し、多数の需要家がラスト・リゾート料金(現PVPC)(*3)を利用]	1990 ※競争状況レビューは1997年開始	2011	2007 [基準価格制度(PTB: Price to Beat)(*4)が存在した]
(家庭部門を含む) 小売全面自由化の実施年度		1999	1998	2003	1990	2005	2002
消費者等の状況		◎	○	○	(○)	◎	○
十分な競争圧力の存在	低圧部門の市場構造	◎	○	○	(○)	◎	◎
	低圧部門の市場行動	◎	○	○	(○)	◎	○
競争の持続的確保	競争基盤の構築状況	◎	×	×	(×)	○	×
	競争的環境の持続性・事後監視	・発電/小売の会計分離 ・競争法による不当価格の規制 ・各種の卸・小売市場の活性化策	・競争法による不当価格の規制	・VPP利用権競売制度	・なし。 ※伝統的に多数の発電事業者/小売事業者が存在	・独占事業者(ESB社)に対して発電所の段階的売却等(国内総発電設備容量比率40%以下に)	・一定以上のシェアを有する発電設備所有者に設備売却等の義務づけ
その他の評価項目		・価格以外の取引条件の状況	・供給停止通知、供給停止件数(規制解除後)		・供給停止通知、供給停止件数(規制解除後)		・顧客からの苦情受付件数推移

(*1) :「Default tariff cap」と呼ばれるブライスカップ規制であり、電気およびガス料金の「標準プラン」(SVT: Standard Variable Tariff。転居時などにメニュー選択を行わない顧客にデフォルトで適用する変動料金メニュー)に上限価格を政府が設定(2019年から2年の時限措置(最長で2023年末まで延長可))。

(*2) :各配電会社管内で家庭用需要家に対する市場シェアが最も大きい小売供給事業者は、基本供給料金を含む供給条件をインターネット上で公表し、その供給条件に従って地域内の全家庭用需要家に対して供給する義務を負う。その際、供給、ネットワーク料金、税金、課税額、各構成要素に加えられた変更を含む、全ての価格構成要素の正確な内訳を需要家に提示。なお、需要家は、この基本供給料金のほか、基本供給事業者やその他事業者による自由化料金からも選択可能。なお、基本供給料金の内容、水準に関する規制はない。

(*3) :契約電力1kV以下の低圧規制料金が廃止された際、契約電力10kW以下の需要家は、指定された大規模小売事業者からラスト・リゾート価格で電力供給を受ける権利を有することとされた(2012年6月末時点で、ラスト・リゾート価格により電力供給を受ける需要家は72%)。ラスト・リゾート価格は、発電費用、系統利用費用(送配電費用、システム費用(エネルギー規制委員会等の運営コスト)、再生エネルギー買取費用、過去の赤字)、供給売上費用(検針費用等)の見通しに基づいて政府により決定されたが、政府の予想を上回る量の再生可能エネルギーが導入され系統利用費用に算入された再生エネルギー買取費用を超過するようになり赤字が問題となったため、2014年4月よりPVPC制度に移行。PVPCの下では、小売価格は1時間ごとの卸価格を反映した変動。「参照小売会社」の資格を与えられた小売事業者(当初は旧ラスト・リゾート供給会社5社。なお2017年2月時点で8社)が供給事業者となる。なお2016年末時点で、PVPCにより電力供給を受ける権利を有する需要家のうちの54%が、新規参入事業者から供給を受けている。

(*4) 小売全面自由化後、①新規REPsが40%超の市場シェアを獲得するまで、もしくは②2004年12月末までのいずれかの時期まで既存の垂直事業者から分離した既存小売供給事業者(Affiliated REPs)に対し基準価格(PTB)による販売のみを認可し、新規参入事業者(Non-Affiliated REPs)のに対抗する安価な小売価格の提示を禁止した

諸外国における料金規制解除時の考慮要素

②消費者等の状況（1 / 2）

◎：規制の解除基準として考慮
○：解除基準としては明言されていないが、競争状況の評価指標としてモニタリング実施
×：評価せず もしくは 言及なし

未定稿

対象国・地域	イギリス	ドイツ	スペイン
消費者等の状況（スイッチングの状況等）	◎ ・需要家の認識 - 需要家が認識している供給事業者数 - 供給事業者別満足度 - スwitching実施/非実施に係る理由 - 供給事業者とのコンタクト - 価格情報 ・スイッチング率 - グロススイッチング率 ※ すべての供給事業者変更を対象としたスイッチング率 - ネットスイッチング率 ※ 「旧公営電気事業者（ex-PES）から非ex-PES事業者への供給事業者変更の件数（A）から非ex-PES事業者からex-PESへの供給事業者変更の件数（B）を除いて算定した（A-B）スイッチング率 - 解約率 - スwitching実施した需要家の属性分類 ※ 地理的分類や低所得といった属性毎のスイッチング率 - スwitching実施した需要家の支払方法分類 ※ 口座引き落とし/クレジット払い/前払い の分類ごとのスイッチング率 - 1年以内の供給者変更を実施する予定	○ ・スイッチング率 ※ 基礎的供給者制度の開始（2007年1月）に伴い、2008年の競争状況評価から需要家の契約状況に関する評価指標を追加。 ※ 2010年から、需要家種別の料金推移、地域ごとの供給事業者変更率、契約形態、グリーン電力割合などを新たに追加。 ※ 2012年以降は、以下の3分類による「契約形態ごとの契約状況」に関する評価指標も追加。 - 基本供給事業者からの基本供給契約 - 基本供給事業者からの自由料金契約 - 基本供給事業者以外の供給事業者との自由料金契約	○ ・スイッチング率 - 自由料金による供給者間のスイッチング件数 - 年間スイッチング率 - 自由料金による供給者間のスイッチング率 ・顧客ロイヤルティ - 5大配電事業者の系列の供給事業者から引き続き電力供給を受けている需要家の割合
備考	・各指標を総合的に考慮しており、規制解除基準としての閾値等は特段設定していない。		
出典	「Review of domestic gas and electricity competition and supply price regulation Evidence and Initial Proposals」（Ofgem, 2001）	「Monitoringbericht 2006」（BNetzA, 2006） 「Monitoring Report 2017」（BNetzA・BKartA, 2017）	「INFORME DE SUPERVISION DEL MERCADO MINORISTA DE ELECTRICIDAD EN EL PERIODO ENERO 2006-SEPTEMBER 2008」（CNE, 2009）

諸外国における料金規制解除時の考慮要素

②消費者等の状況（2 / 2）

◎：規制の解除基準として考慮
 ○：解除基準としては明言されていないが、競争状況の評価指標としてモニタリング実施
 ×：評価せず もしくは 言及なし

未定稿

対象国・地域	ノルウェー	アイルランド	テキサス
消費者等の状況 （スイッチングの状況等）	(○) ・家庭部門の供給事業者変更件数 ・ユニバーサル・サービス（義務供給）の適用割合 ・未スイッチング者の割合 ※当局が、電力契約価格の比較を可能にするツールを運営。Web上で価格比較表を提供することにより消費者のスイッチング容易性に貢献。	◎ ・スイッチング率 「家庭用需要家による供給事業者変更率が10%以上になること」を、家庭用需要家市場に対する追加的要件として設定。	○ ・顧客種別（①家庭用需要家、②一次電圧レベルの商業用・産業用需要家、③二次電圧レベルの商業用・産業用需要家、④電灯）ごとのスイッチングの動向 ・競争的小売供給事業者（REPs: Retail Electric Providers）から供給を受ける需要家割合の推移（需要家種別・送配電事業者（TDU: Transmission and Distribution Utility）によるサービスエリア単位） ・競争的REPsの市場シェアの月別推移（需要家種別・TDUによるサービスエリア単位）
備考	・競争状況レビューは規制料金撤廃後の1997年より開始		
出典	「Annual Report 2010」（NVE, 2011）	「Review of the Regulatory Framework for the Retail Electricity Market -Roadmap to Deregulation-」（CER, 2010）	「Scope of Competition in Electric Markets in Texas 2007, Report to the 80 th Texas Legislature」（PUCT, 2007）

諸外国における料金規制解除時の考慮要素

③十分な競争圧力の存在（１／２）

◎：規制の解除基準として考慮
○：解除基準としては明言されていないが、競争状況の評価指標としてモニタリング実施
×：評価せず もしくは 言及なし

未定稿

対象国・地域		イギリス	ドイツ	スペイン
十分な競争圧力の存在	市場構造（競争者のシェアなど）	◎ ・市場シェア - 需要家数別市場シェア - 供給量別市場シェア ・参入障壁 - BG社及びex-PESのブランド力と広告費の優位性 - スコットランドにおける競争状況と取引制度改革(the reform of trading arrangements) - Prepayment meter(※)の敷設状況 ※ 事前に電力料を指定の口座に払い込むことで、電力利用量に応じた金額を自動で口座から引き落とす仕組みとなっている電力メーター	○ ・小売供給事業者の抱える 顧客数(管轄するメータポイントの数) ・各配電地域に存在する小売供給事業者数 小売供給事業者がサービスを提供する配電地域数	○ ・市場集中度 - HHI(Herfindahl-Hirschman Index) - 5大グループに属していない供給事業者のシェア - 5大配電事業者のエリアに多数の顧客を抱えている供給事業者数
	市場行動（新規参入の状況など）	◎ ・価格及びその他の取引条件 - 料金格差 - その他の取引条件の状況 ・参入と退出 - 合併状況 - アクティブな供給事業者数 - ライセンスを供与された供給事業者数	○ ・料金水準 - 産業用需要家(年間電力消費量24GWh/年程度) - 業務用需要家(年間電力消費量50MWh/年程度) - 家庭用需要家(年間電力消費量3,500kWh/年程度)	○ ・平均合計価格及びエネルギー費用価格、売上総利益 ※ 供給事業者に通知を義務付けている参照市場価格の情報に基づき、市場競争委員会がエネルギー費用価格を推定。これと規制料金を平均合計価格から控除して売上総利益を求める。
備考		・各指標を総合的に考慮しており、規制解除基準としての閾値等は特段設定していない。		
出典		「Review of domestic gas and electricity competition and supply price regulation Evidence and Initial Proposals」(Ofgem, 2001)	「Monitoringbericht 2006」(BNetzA, 2006) 「Monitoring Report 2017」(BNetzA・BKartA, 2017)	「INFORME DE SUPERVISION DEL MERCADO MINORISTA DE ELECTRICIDAD EN EL PERIODO ENERO 2006-SEPTEMBER 2008」(CNE, 2009)

諸外国における料金規制解除時の考慮要素

③十分な競争圧力の存在 (2 / 2)

◎: 規制の解除基準として考慮
○: 解除基準としては明言されていないが、競争状況の評価指標としてモニタリング実施
×: 評価せず もしくは 言及なし

未定稿

対象国・地域		ノルウェー	アイルランド	テキサス
十分な競争圧力の存在	市場構造（競争者のシェアなど）	(○) ・市場シェア - 小売市場における上位5事業者の市場シェア(家庭部門・法人部門)	◎ ・有力で独立した競争者が複数存在すること 「最低2社以上の独立的小売供給事業者が、少なくとも10%以上の消費量ベースのシェアをそれぞれ持つこと」を閾値として設定。 ・既存事業者のシェア 「定義された期間において、既存事業者の市場シェアが、業務用需要家市場においては50%以下、家庭用需要家市場の場合は60%以下となること」を閾値として設定。 ・シェアやブランド等によって非常に有力であるため競争圧力が機能しない可能性の有無 「ESB社(※)が、規制料金撤廃に先行する形で、CERに対し、ESB社の小売事業部門のブランド変更に係るコミットメントを示すこと」を基準として設定。	◎ ・新規REPsによる市場シェアの獲得状況 「当該供給区域内において、新規REPsが40%超の市場シェアを獲得」を閾値として設定。 その他、下記の指標のモニターも実施 ・顧客にとって利用可能な選択肢数 - REPsの数及び多様性 - 競争的オファーの数及び多様性、家庭用需要家に対するREPs数 (TDUによるサービスエリア別)
	市場行動（新規参入の状況など）	(○) ・市場価格 - 北欧 4カ国における家庭部門小売料金推移 - 電気料金の内訳(卸料金、小売料金、送配電料金、税金等)	◎ ・新規参入者の参入状況 「関連市場において、少なくともアクティブな小売供給事業者が3社存在すること」を閾値として設定	○ ・電力価格 - 基準価格の時系列推移(企業別) - 基準価格と競争的オファー価格(平均及び最安価格)の時系列推移 - 基準価格と競争的オファー価格(最安価格)の比較(TDUによるサービスエリア単位) - 州内と州外の電力価格の時系列推移
備考		・競争状況レビューは規制料金撤廃後の1997年より開始	※ESB社：Electricity Supply Board社。元々国有電力会社であったが、1999年電力規制法(Electricity Regulation Act, 1999)に基づき民営化が実施された。	
出典		「Annual Report 2010」(NVE, 2011)	「Review of the Regulatory Framework for the Retail Electricity Market -Roadmap to Deregulation-」(CER, 2010)	「Scope of Competition in Electric Markets in Texas 2007, Report to the 80 th Texas Legislature」(PUCT, 2007)

諸外国における料金規制解除時の考慮要素

④競争の持続的確保 (1 / 2)

◎: 規制の解除基準として考慮
○: 解除基準としては明言されていないが、競争状況の評価指標としてモニタリング実施
×: 評価せず もしくは 言及なし

未定稿

対象国・地域		イギリス	ドイツ	スペイン
競争の持続的確保	競争基盤の構築状況	◎ ・スイッチングの容易性 ※ スwitchングを実施した需要家に対し、実際のスイッチングが困難であったかどうか、困難であればその理由をアンケート調査したもの	× ただし、エネルギー流通のデジタル化に関する法律などに基づきスマートメーターの導入が進められており、スイッチング率の上昇が見込まれている。	× ただし、2006年のエネルギー委員会による価格比較ツールの整備等により、市民はWebサイト上で郵便番号等を入力することで、地域の最安事業者とその料金試算を知ることが可能となり、事業者変更が容易に。
	競争の持続性・事後監視	・卸電力市場において相対取引を可能とするNETA制（その後、スコットランドを取込みBETTA制）への移行（※1） ・1993年以降のNational Power社とPower Gen社に対する石炭火力発電所の売却要請 ・1998年競争法の適用による、市場支配的事業者が実効的な競争があった場合より不利な価格その他の取引条件を顧客に呈示することの禁止（搾取的濫用規制） 〔 2条（反競争的協定） 18条（支配的地位の濫用） 等 〕	・ドイツ競争制限禁止法（GWB）の適用による、市場支配的事業者が実効的な競争があった場合より不利な価格その他の取引条件を顧客に呈示することの禁止（搾取的濫用規制） 〔 19条（市場支配的地位の濫用禁止） 20条（相対的地位の濫用禁止規定） 29条（エネルギー分野での濫用規制） 等 〕	・VPP利用権競売制度（※3）による、大手電気事業者の支配力軽減及び競争促進（2003年11月に制定された経済改革措置法(通称: Act36/2003)に基づく制度）
備考		・各指標を総合的に考慮しており、規制解除基準としての閾値等は特段設定していない。 ※1 強制プール市場では取引量の推測が容易であるために、2大発電事業者による価格操作が可能であるとの批判を受けての取組。		※3 VPP利用権競売制度： スペインの発電・送配電市場において市場占有率20%を超過する大手電力会社が直接的・間接的に保有する発電容量の20%以下についてのVPP利用権を競売にかける制度。 競売は2007年7月から2009年3月までの2年間に7回実施された。
出典		「Review of domestic gas and electricity competition and supply price regulation Evidence and Initial Proposals」(Ofgem, 2001)		

諸外国における料金規制解除時の考慮要素

④競争の持続的確保（２／２）

◎：規制の解除基準として考慮
○：解除基準としては明言されていないが、競争状況の評価指標としてモニタリング実施
×：評価せず もしくは 言及なし

未定稿

対象国・地域		ノルウェー	アイルランド	テキサス
競争の持続的確保	競争基盤の構築状況	(×)	○ ・スマートメーターの設置状況	×
	競争の持続性・事後監視	・300社以上の電気事業者（2011年末時点で、発電事業者は183社、送配電事業者は154社、小売事業者は245社）が存在し、卸電力市場における市場集中度もHHIが2,000未満の水準となっており相当程度低いため、特段の制度的措置をとらずとも持続的な競争が確保される環境（※１）	・ESB社発電所の段階的売却/老朽化設備の閉鎖 →発電部門の競争を促進するため、2010年までに国内総発電設備容量に占めるESB社の比率を40%以下とする方針によるもの	・容量オークション（※２） ・発電設備容量の所有制限（※３） ・上記上限を超過した事業者に対する2000年11月までの市場支配力削減計画提出義務付け
備考		・競争状況レビューは規制料金撤廃後の1997年より開始 ※１ 政府には、20社程度の垂直統合型事業者に統合する構想があったが、電気事業者からの反対を受けて、既存の企業形態を基本的に維持したまま卸・小売とも電力取引を自由化する方針が示された。		※２ 400MW以上の発電設備を保有する電気事業者に対し、顧客選択(customer choice)導入の60日以前に、少なくとも15%の発電設備利用権を競売に付す義務を課すもの ※３ 顧客選択の導入開始日までに、ERCOT管轄内で20%以上の発電設備容量のシェアを持つ事業者に対して所有制限を課すもの
出典			「Review of the Regulatory Framework for the Retail Electricity Market - Roadmap to Deregulation-」（CER, 2010）	